

令和3年8月20日作成

令和4年1月24日改訂

令和4年2月10日改訂

コロナ禍における保育施設の利用について

【体調不良の場合】

- 1、園児が発熱、咳、味覚や嗅覚の異常などの体調不良がある場合は、登園を控えてください。

【園児が陽性者に特定された場合】

- 1、園児が陽性患者となった場合、原則、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合などに、療養等が解除されます。
- 2、無症状の陽性患者の場合、検体採取日(PCR検査実施日)から7日間を経過した場合には、8日目には登園可能となります。また、10日間は検温など健康状態を特に確認するようにしてください。

【園児が濃厚接触者に特定された場合】

- 1、園児が濃厚接触者に特定された場合は、速やかに保育園へ連絡してください。オミクロン株の患者の濃厚接触の場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して7日間はお預かりできません。一方、その他デルタ株等の患者の濃厚接触の場合、14日間はお預かりできません。(PCR検査で陰性だった場合も取り扱いは同じです)
- 2、園児の同居家族が濃厚接触者に特定された場合、医師の診断によりPCR検査を受けることとなった場合については、園児が濃厚接触者に特定されなければ登園可能とします。ただし、濃厚接触者に特定された、もしくはPCR検査を受けた同居家族の方の園児の送迎は、指定された自宅待機期間中はご遠慮ください。
- 3、園児の同居家族の感染が確認された場合は、速やかに保育園へ連絡し、登園しないようお願いいたします。その後、保健所等の判断により園児が濃厚接触者に特定されなかった場合は、園児の体調の変化に十分注意した上で登園可能とします。

【臨時休園について】

- 1、園児、職員が新型コロナウイルス感染症の陽性反応が検出された場合においては、濃厚接触者の特定や、保健所の指導に基づく園内の消毒を行うため、1週間程度臨時休園させていただく場合があります。なお、感染状況等により特定のクラスのみ休園となる場合もございます。
- 2、保護者の皆さまにおきましては、臨時休園になる可能性があることを予め職場等にご相談していただきますようよろしくお願いいたします。なお、医療従事者のお子様に関しては別途対応を検討いたしますので、下記担当までご相談ください。
- 3、休園情報等につきましては、町や各保育園のホームページ等に随時掲載いたしますのでそちらをご確認ください。

その他、ご不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせください。

問い合わせ

福祉保健課 子育て推進係 太田、酒井

電話 85-2611